

注 文 書

- 1 契約番号 2025001112

- 2 件 名 国指定史跡「山畑横穴群」樹木伐採業務

- 3 場 所 大崎市三本木蟻ヶ袋地内

- 4 期 間 令和8年2月27日まで

- 5 添付書類
 (1) 仕様書
 (2) 平面図
 (3) 参考明細書

- 6 担 当 課 大崎市教育部文化財課

国指定史跡「山畑横穴群」樹木伐採業務仕様書

1 業 務 名 国指定史跡「山畑横穴群」樹木伐採業務

2 業務内容

(1) 業務範囲

「樹木伐採業務平面図」に示した部分とする。

(2) 施工方法

- ・ 範囲内のすべての樹木，つる性植物等を伐採のうえ搬出する。
- ・ なるべく低い位置より伐倒し，搬出した樹木等は環境に配慮した処理（破碎再資源化処理等）を行うこと。
- ・ 伐採にあたっては，地下遺構や現地形の崩壊を防ぐため，伐採した樹木等が直接地表面に倒伏しないように留意すること。
- ・ 東側の工場敷地内に落下しないよう留意すること。
- ・ 当史跡は国の指定文化財のため，必要以上の掘削を行わないよう細心の注意を払い業務を行うこと。

3 提出書類

業務の着手及び完了にあたっては，発注者の契約約款に定めるもののほか，施工写真を添付した業務完了報告書を提出し，発注者の承認を受けるものとする。業務完了報告書に添付する施工写真は，事業地の全景，部分及びその他必要箇所を着手前と完了後に区分し，同一箇所を撮影し，撮影の際は事業地・事業種・撮影年月日・事業量・位置・その他必要事項を記入した黒板（60 cm×45 cm以上）を写し込むこと。写真は台紙に整理し，必要に応じて余白に説明を記入すること。

4 関係機関への手続き

本業務の履行上必要な関係諸機関への諸手続きがある場合は，受注者が代行するものとし，その写しを発注者に提出するものとする。

5 安全管理

本業務の施工地は急斜面である。また、住宅地や民間事業所と隣接しており、市道や事業所敷地内の人の往来が絶えないことから、受注者は事前に近隣住民・事業所に判るよう看板等を接地し周知するものとし、伐採・搬出する際には安全管理を徹底すること。

また、業務には危険が伴うので、受注者は労働災害防止に万全の措置を講ずるものとする。

6 損害賠償

受注者は、業務中に生じた事故及び、第三者に与えた事故・損害等に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は発注者に対し、その内容を速やかに報告し発注者の指示に従うものとする。

7 報告の義務

受注者は常に発注者と密接に連絡をとり、業務の進捗を報告するものとし、必要に応じて報告書を提出するものとする。

8 秘密の保持

受注者は、本業務の履行上知りえた秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはいけない。

9 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施工。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 当市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

●国指定史跡「山畑横穴群」 樹木伐採業務平面図

令和7年度実施箇所… 6（北東側斜面）



参考明細書

内 訳	細目／規格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
伐採工			人			
人力集積			人			
高所作業車			台			
グラップル			台			
重機回送			式			
処分費			m ³			
積込運搬費			m ³			
小計						
諸経費						
計						
消費税相当額						
合 計						

様式は、任意様式でもかまいません。